



外国為替及び外国貿易法違反者に対し警告を行いました

2023年6月13日

▶ 対外経済

経済産業省は、本日、平口直紀による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、厳正な貿易管理を求めることを主な内容とする警告を行いました。

1. 事案の概要

平口直紀は、平成30年10月26日、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の規制対象であり、輸出に際し外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要なリュウキュウヤマガメの生体60匹について、経済産業大臣の承認を受けずに香港に輸出しました。

2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、平口直紀に対し、厳正な貿易管理を実施するよう厳重に注意喚起するとともに、今後、貿易関連法規に対する理解を深めることを主な内容とする警告を行いました。

（警告対象者）

平口 直紀

関連リンク

- [事後審査（行政制裁・警告について）](#)

担当

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 黒田

担当者：平山、石塚

電話：03-3501-1511（内線 3241）

メール：bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。